発達支援総合研究会会則

■名称

1．本会は，発達支援総合研究会と称する．

■目的

2．本会は，発達支援に関する理解・見識を深め、日常の臨床に有益な意見の交換と研究情報の交流などを行うことを目的として活動する．

■会員

3．本会の会員は，本会の主旨に賛同する発達支援関連領域の研究者及び支援者とする.

会員は原則として固定形式（closed）とし，入会を希望するものは、姓名, 所属機関，連絡先を明記して，本会事務局に申し込むこととする．

■運営委員

4．本会は，会員の中から若干の運営委員を定める．運営委員は運営委員会を開き，合議のもとに本会の運営にあたる．運営委員の互選により本会の運営委員代表を指名する．運営委員は持ち回りで研究会の当番幹事を努める．

■研究会

5．本会は原則として研究会を２ヶ月に１回程度開催する．当番幹事は運営委員会との協議に基づき，研究会の開催日時，開催場所，検討主題等を決める．

■会計

6．会計年度は，毎年1月1日から12月31日とする．会費は必要に応じてその都度徴収する．各会計年度に本会経費の予算を作成し，会計年度終了時に決算報告を行う．

■会則の変更

7．本会則は，運営委員の合意によって変更することができる．

■事務局

8．本会の事務局は，こども発達支援所はるにおく．

■個人情報保護について

9．本会の会員名簿および運営委員名簿は，事務局が一括して管理を行い、会員からの開示・訂正等の要請があった場合には，事務局が速やかに対応する．

■施行日

10．本会則は令和元年５月7日から実施する．

■運営委員

世話人代表　和田有子

　　運営委員代表　櫻井晶

　　　委員　稲垣仁美　高橋圭三　本間まゆみ